

報告第1号

事務事業の調整結果について

部会所掌分の事務事業の調整結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
76	工事の設計業務	本項目は、各団体の工事の設計に使用する基準書や安全審査の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事の設計) 両企業団では、(公社)日本水道協会の水道施設設計指針、水道維持管理指針、水道施設耐震工法指針を基本に設計を行っているため、現行のとおりとする。</p> <p>(設計時の安全審査) 企業局では千葉県建設工事安全対策委員会規約に基づき、建設工事安全対策委員会を設置し審査を行っているが、両企業団では同様の場がないことから、統合までに同規約に基づき、企業局を参考に新用水供給事業としての設置要綱等を定めることとする。</p>	令和6年 3月21日	
77	工事の協議・立会	本項目は、各団体の工事の協議・立会の状況、様式等について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事の協議・立会) 各団体ともに建設工事請負契約書、工事標準仕様書に取扱いを定め実施していることから、現行のとおりとする。</p> <p>(書類の様式) 各団体とも千葉県土木工事書類作成マニュアルの様式を使用しているため、現行のとおりとする。</p> <p>(他企業の物件に近接する場合の取扱い) 各団体とも書面での協議や立会を行っているため、現行のとおりとする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
78	工事の監督業務	本項目は、各団体の工事の監督、施工管理基準等の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事の監督) 各団体ともに建設工事請負契約書、工事標準仕様書、千葉県建設工事適正化指導要綱に基づき監督していることから、現行のとおりとする。</p> <p>(施工管理基準) 施工管理基準について、各団体ともに県土整備部の施工管理基準を用いており、企業局では同基準に定めがないものについて独自の基準を定めている。しかしながら、両企業団では独自の基準を定めていないことから、施工管理の内容を明確化させるため、企業局を参考に、統合までに、新用水供給事業としての基準を定めるとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。</p> <p>(事故調査) 企業局では千葉県建設工事安全対策委員会規約に基づき、建設工事安全対策委員会を設置し、工事施工中に発生した事故の調査を行っているが、両企業団では同様の場がないことから、統合までに同規約に基づき、企業局を参考に新用水供給事業としての設置要綱等を定め、事故調査を行うこととする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(ウィークリースタンス)</p> <p>企業局が発注する委託業務においては、ウィークリースタンスの取組を行っているが、両企業団では行っていないため、企業局と同様に取り組むこととし、企業局の要領を参考に、統合までに新用水供給事業としての要領を定める。</p> <p>※ウィークリースタンスとは、委託業務を円滑に進めるとともに業務の品質確保と一層の業務環境の改善に努めるため、受発注者間で打合せの日時や依頼の期限等についてルールを設定するもの。</p>		
79	水道工事共通仕様書	本項目は、各団体の工事に適用する工事標準仕様書の内容について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局では工事の適正な履行を確保するため水道工事標準仕様書を定めているが、両企業団では十分な定めがなく、企業局の水道工事標準仕様書を参照し業務を行っていることから、統合までに企業局を参考に新用水供給事業としての工事標準仕様書を作成するとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。	令和6年 3月21日	
80	水道工事書類管理事務	本項目は、各団体の工事書類等の保管、完成図面の取扱い等の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事書類の保管)</p> <p>各団体とも工事書類を各発注機関（工事担当部署）で保管していることから、現行のとおりとする。</p> <p>(完成図面の取扱い)</p> <p>完成図面は各団体ともに長期的な資産管理を効率的に行うことを目的としてシステムに保存していることから、現行のとおりとする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(電子納品)</p> <p>企業局では電子納品運用ガイドライン(案)を定め、電子納品を実施しているが、両企業団では定めはないことから、新用水供給事業においても実施することとし、企業局を参考に統合までに新用水供給事業としてのガイドラインを作成するとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知を図るものとする。</p>		
81	水道工事積算基準・設計要領の作成・改正に関すること	本項目は、各団体の工事の積算基準、設計単価等の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(積算基準)</p> <p>両企業団では、厚生労働省や国土交通省の積算基準を活用していることから、新用水供給事業においても同基準を用いることとする。</p> <p>両企業団では使用する積算基準書を公表していないが、企業局では公表していることから、新用水供給事業としても使用する基準書を公表することとする。</p> <p>(設計単価)</p> <p>両企業団においては県技術管理課及び出版物等の公表資料等を活用していることから、現行のとおりとする。</p> <p>両企業団では、単価の優先度等について要領を定めていないが、企業局では要領を定め公表していることから、統合までに、企業局を参考に新用水供給事業としての要領を作成し、公表することとする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(見積要領) 各団体とも設計単価がないものは、見積により単価設定することとしている。両企業団では、見積要領を定めていないが、企業局では、事務の適正確保の観点から要領を定め、公表していることから、統合までに、企業局を参考に新用水供給事業としての要領を作成し公表することとする。</p> <p>(各種補正) 両企業団では、熱中症対策や週休2日制適用工事について試行要領を定めていないものがあるが、企業局では国や県と同様に定め、試行していることから、統合までに、企業局を参考に新用水供給事業としての要領を作成するとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知を図るものとする。</p> <p>(設計変更) 設計変更に関しては、各団体ともに県土整備部の設計変更等ガイドラインを使用していることから、現行のとおりとする。</p>		

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(概算数量設計発注方式)</p> <p>企業局では業務の効率化を目的として、口径 300 mm以下の管路を対象に概算数量設計発注方式を試行しているが、両企業団の主たる管路である口径 350 mm以上の管路については、各団体とも同方式を実施していないため、概算数量設計発注方式は取り扱わないこととする。</p> <p>※概算数量設計発注方式とは、設計・積算業務の簡略化及び効率化を促進し、事業の円滑な執行を目的として、管路工事に用いる資材の数量を概数により設計し、一部の図面等を省略して発注するもの。</p> <p>(積算システム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両企業団の積算システムは同じソフトウェアで統一されており、支障なく運用できている。新たなシステムを導入するよりも積算事務を円滑に行うことができるため、新用水供給事業においても現状の積算システムを使用することとする。 2 名称変更など帳票様式の修正については、統合までに両企業団で実施する。 3 単価データの更新については、両企業団では県土整備部と協定を締結し、単価データの提供を受けていることから、統合後も引き続き県土整備部から単価データの提供を受けることとし、必要な手続きを行う。 		

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
82	配水管技能者登録制 度	本項目は、各団体の管路工事に従事する配水管技能者等の要件について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>1 両企業団とも、日本水道協会の講習を受けて登録された者又はそれと同等の経験を有する者としていることから、現行のとおりとする。</p> <p>2 配管技能者等の要件については各団体とも工事標準仕様書で定めていることから、現行のとおりとする。</p>	令和6年 3月21日	
83	工事等の検査に関する こと(書類、出来形 管理基準等)	本項目は、各団体の工事・業務委託の検査実施方法や関連する検査要綱等について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事等の検査) 工事等の検査については、各団体とも検査要綱を定めているが、統一的に運用する必要があるため、企業局の各種要綱(建設工事検査要綱、委託設計業務等検査要綱、中間検査実施細目、委託設計業務等成績評定要領)を参考に、統合までに新用水供給事業としての各種要綱を定めるものとする。</p> <p>(県技術管理課による検査) 工事等の検査については、統一的に運用する必要があるため、企業局と同様、一定金額以上の検査は県技術管理課の検査監に委任することとし、統合までに企業局長と知事で協定を締結するものとする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(施工管理基準)</p> <p>施工管理基準について、各団体ともに県土整備部の施工管理基準を用いており、企業局では同基準に定めがないものについて独自の基準を定めている。しかしながら、両企業団では独自の基準を定めていないことから、施工管理の内容を明確化させるため、企業局を参考に、統合までに、新用水供給事業としての基準を定めるとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。</p>		
84	第三者行為による損傷弁償金徴収事務	本項目は、各団体の第三者行為による損傷弁償金徴収事務の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも導・送水管及び施設が破損した場合の対応は、破損状況により影響範囲が異なるため、類型化できず、個別対応としていることから、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
85	水道賠償保険責任保険の契約	本項目は各団体の水道賠償責任保険の契約について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも地域の実情に応じて対象施設や補償内容を設定していることから、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
121	工事総合評価方式に係る技術審査	本項目は、各団体の工事の総合評価発注方式に係る技術審査について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(総合評価方式による工事発注)</p> <p>企業局では千葉県総合評価方式ガイドラインに基づき、総合評価方式による工事発注を行っているが、両企業団では実施していないことから、統合後は、同ガイドラインに基づき、新用水供給事業においても総合評価方式による工事発注を行うこととする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(総合評価方式に係る審査)</p> <p>総合評価方式による工事発注を適正に行うため、統合までに企業局を参考に、新用水供給事業としての要綱・要領を定めるとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。</p>		

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
86	取水・浄水業務	<p>1 本項目は、両企業団の取水地点及び浄水方法等の状況を確認し、統合後の業務について整理するもの。</p> <p>2 浄水処理薬品について、統合後に県企業局と両企業団で一括購入することにより、経費の節減が可能か整理するもの。</p>	<p>1 両企業団ごとにそれぞれ取水地点や送水先が異なり、水質を考慮した浄水処理を行っているため、統合後も現行どおりの業務を行うこととする。</p> <p>2 各浄水場の特性により使用する薬品が異なることや、県企業局ではリスク管理の観点から一括購入をせずに分散して購入しているため、県企業局と両企業団との浄水処理薬品の共同購入については、実施しない。</p>	令和6年 3月21日	
89	水源の水質保全	<p>本項目は、水源の水質保全に関して、各団体の協議会等への参画状況等を確認し、統合後の参画等について整理するもの。</p>	<p>1 水質保全に関する連絡調整は統合後も不可欠であるため、「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」「千葉県異常水質対策要領」は統合後においても参画するものとする。</p> <p>2 「栗山川汚染防止対策協議会」及び「房総導水路系における水質情報共有化に関する申し合わせ」は、栗山川・房総導水路ともに取水点であり、その水質に係る関係機関との情報共有が不可欠であるため、統合後においても用水供給事業として参画するものとする。</p>	令和6年 3月21日	
90	監視制御システム	<p>本項目は、監視制御システムについて、両企業団の整備状況を確認し、統合後の運用について整理するもの。</p>	<p>両企業団の各浄水場は点在しており、浄水処理や送水等に関する運用も異なっているため、統合後においてもシステムの統一はせず、当面は現行どおりの運用を基本とする。浄水場等の統廃合を検討する際には、監視制御システムのあり方について、必要に応じ整理するものとする。</p>	令和6年 3月21日	
91	取水、導水、送水調整	<p>本項目は、両企業団の取水、導水、送水の状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。</p>	<p>両企業団の浄水場は点在して相互に水融通しておらず、両企業団ともに受水団体からの申込み水量に応じて送水調整を行っているため、現行のとおりとする。</p>	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
94	修繕費支弁基準	本項目は、各団体の収益的支出(修繕費)と資本的支出(建設改良費)の区分について整理するもの。	各団体とも「修繕費支弁基準」として具体的な基準を明文化したものは存在していないが、具体的な実務においては、いずれの団体においても「公営企業の経理の手引き」などを参考に区分しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
95	老朽管修繕事業	本項目は、両企業団の老朽管の状況について確認し、統合後の維持管理方針について整理するもの。	施設整備計画で設定する目標使用年数まで供用できるよう、統合後においても引き続き管路の点検を行い、維持管理をしていくこととする。	令和6年 3月21日	
97	導水、送水管布設に伴う配水管切替事業	本項目は、導水、送水管布設に伴う配水管切替事業について整理するもの。	用水供給事業では配水管切替事業は取り扱わないため、調整不要。	令和6年 3月21日	
99	仕切弁修繕その他	本項目は、仕切弁等の弁類の修繕について、両企業団の実施状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団ともに点検等により不具合があった場合は修繕工事を実施しており、対応に差異はなく適切に対応しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
100	水管橋防食工事	本項目は、両企業団における水管橋の塗装や電気防食の実施状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	1 両企業団ともに水管橋の目視点検結果により、塗装塗替えや修繕工事を実施して適切に対応しているため、現行のとおりとする。 2 両企業団ともに電気防食調査を業務委託により実施し防食状態にあるか否かを確認し、腐食状態にあることが確認された場合は対策工事を実施しており、適切に対応しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
102	地下埋設物の協議・立会い	本項目は、地下埋設物の協議・立会いについて、両企業団の対応状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団ともに関係する部署において、地下埋設物の協議・立会いを実施しており、対応に差異はなく適切に対応しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
104	漏水調査	本項目は、両企業団の漏水調査の対象や進め方を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団で漏水調査の対応に差異はなく、適切に対応しているため、現行のとおりとする。	令和6年 3月21日	
105	弁類の機能調査	本項目は、弁類の機能調査について、両企業団の実施状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	1 両企業団ともに「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン（厚生労働省）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき点検を行っているため、当面の間、現行のとおり点検を行うものとする。 2 ガイドラインにおいて、付属施設の点検方法については目視及び作動確認などにより行うこととされているが、一部、作動確認により濁水の発生が懸念される弁類については、作動確認の対象外とし、目視のみの点検に留めていることから、施設の更新後は濁水発生等のリスクに留意しながら、順次、作動確認を含めた点検を実施するものとする。	令和6年 3月21日	
106	国道、県道及び河川等の占用事務	本項目は、両企業団の占用事務に係る事務処理について整理するもの。	1 両企業団の占用事務の取扱いに差異はなく、適切に対応しているため、現行のとおりとする。 2 現に受けている占用許可が統合後も継続となるよう、統合までに道路管理者等に対して必要な手続きを行う。	令和6年 3月21日	
111	受水団体の水質検査	本項目は、両企業団における受水団体の水質検査の実施状況を確認し、統合後の検査体制について整理するもの。	受水団体の水質検査については、現行のとおり実施するものとする。なお、末端給水事業体の統合が行われる場合は、状況に応じて必要な対応を行う。	令和6年 3月21日	

報告第2号

水需要予測について

水需要予測について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月27日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業者と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

水需要予測について

統合基本計画項目	内容																																												
<p>3 水需要予測 (1) 水道用水供給事業における水需要予測 ※骨子素案</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>末端給水事業体の水需要予測を基にした水道用水供給事業としての一日最大送水量、一日平均送水量等の予測結果を記載。</p> </div>	<p>両地域の末端給水事業体における水需要予測に基づき、新用水供給事業の水需要を予測した。 ○一日平均送水量及び一日最大送水量</p> <p style="text-align: right;">(単位：m³/日)</p> <table border="1" data-bbox="696 456 1998 1145"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="696 456 954 555">区分</th> <th data-bbox="954 456 1193 555">統合初年度 令和8年度</th> <th data-bbox="1193 456 1458 555">統合後10年目 令和17年度</th> <th data-bbox="1458 456 1727 555">統合後20年目 令和27年度</th> <th data-bbox="1727 456 1998 555">統合後30年目 令和37年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="696 555 813 751" rowspan="2">九十九 里地域</td> <td data-bbox="813 555 954 651">一日平均 送水量</td> <td data-bbox="954 555 1193 651">99,124</td> <td data-bbox="1193 555 1458 651">89,975 (90.8%)</td> <td data-bbox="1458 555 1727 651">79,297 (80.0%)</td> <td data-bbox="1727 555 1998 651">65,138 (65.7%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 651 954 751">一日最大 送水量</td> <td data-bbox="954 651 1193 751">116,670</td> <td data-bbox="1193 651 1458 751">105,900 (90.8%)</td> <td data-bbox="1458 651 1727 751">93,340 (80.0%)</td> <td data-bbox="1727 651 1998 751">76,650 (65.7%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 751 813 948" rowspan="2">南房総 地域</td> <td data-bbox="813 751 954 847">一日平均 送水量</td> <td data-bbox="954 751 1193 847">31,645</td> <td data-bbox="1193 751 1458 847">32,326 (102.2%)</td> <td data-bbox="1458 751 1727 847">31,141 (98.4%)</td> <td data-bbox="1727 751 1998 847">28,094 (88.8%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 847 954 948">一日最大 送水量</td> <td data-bbox="954 847 1193 948">40,870</td> <td data-bbox="1193 847 1458 948">41,650 (101.9%)</td> <td data-bbox="1458 847 1727 948">40,030 (97.9%)</td> <td data-bbox="1727 847 1998 948">36,220 (88.6%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 948 813 1145" rowspan="2">全体</td> <td data-bbox="813 948 954 1043">一日平均 送水量</td> <td data-bbox="954 948 1193 1043">130,769</td> <td data-bbox="1193 948 1458 1043">122,301 (93.5%)</td> <td data-bbox="1458 948 1727 1043">110,438 (84.5%)</td> <td data-bbox="1727 948 1998 1043">93,232 (71.3%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1043 954 1145">一日最大 送水量</td> <td data-bbox="954 1043 1193 1145">157,540</td> <td data-bbox="1193 1043 1458 1145">147,550 (93.7%)</td> <td data-bbox="1458 1043 1727 1145">133,370 (84.7%)</td> <td data-bbox="1727 1043 1998 1145">112,870 (71.6%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内の数値は令和8年度の予測値と比較した割合 ※一日平均送水量：末端給水事業体における一日平均給水量に受水率を乗じ、用水供給事業の有収率で除して算出 一日最大送水量：末端給水事業体における一日最大給水量における受水量の合計</p>						区分		統合初年度 令和8年度	統合後10年目 令和17年度	統合後20年目 令和27年度	統合後30年目 令和37年度	九十九 里地域	一日平均 送水量	99,124	89,975 (90.8%)	79,297 (80.0%)	65,138 (65.7%)	一日最大 送水量	116,670	105,900 (90.8%)	93,340 (80.0%)	76,650 (65.7%)	南房総 地域	一日平均 送水量	31,645	32,326 (102.2%)	31,141 (98.4%)	28,094 (88.8%)	一日最大 送水量	40,870	41,650 (101.9%)	40,030 (97.9%)	36,220 (88.6%)	全体	一日平均 送水量	130,769	122,301 (93.5%)	110,438 (84.5%)	93,232 (71.3%)	一日最大 送水量	157,540	147,550 (93.7%)	133,370 (84.7%)	112,870 (71.6%)
区分		統合初年度 令和8年度	統合後10年目 令和17年度	統合後20年目 令和27年度	統合後30年目 令和37年度																																								
九十九 里地域	一日平均 送水量	99,124	89,975 (90.8%)	79,297 (80.0%)	65,138 (65.7%)																																								
	一日最大 送水量	116,670	105,900 (90.8%)	93,340 (80.0%)	76,650 (65.7%)																																								
南房総 地域	一日平均 送水量	31,645	32,326 (102.2%)	31,141 (98.4%)	28,094 (88.8%)																																								
	一日最大 送水量	40,870	41,650 (101.9%)	40,030 (97.9%)	36,220 (88.6%)																																								
全体	一日平均 送水量	130,769	122,301 (93.5%)	110,438 (84.5%)	93,232 (71.3%)																																								
	一日最大 送水量	157,540	147,550 (93.7%)	133,370 (84.7%)	112,870 (71.6%)																																								

統合基本計画項目	内容					
<p>(2) 参考 末端給水供給事業における水需要予測</p> <p>※骨子素案</p> <p>九十九里地域、夷隅地域、安房地域における末端給水事業体の水需要予測結果を記載。</p>	<p>両地域の末端給水事業体における水需要予測は次のとおりである。</p>					
	<p>○一日平均給水量、一日最大給水量</p>					
	<p>(単位：m³/日)</p>					
	<p>区分</p>		<p>令和8年度</p>	<p>令和17年度</p>	<p>令和27年度</p>	<p>令和37年度</p>
	<p>九十九里地域</p>	<p>一日平均給水量</p>	<p>109,746</p>	<p>99,261 (90.4%)</p>	<p>85,509 (77.9%)</p>	<p>70,180 (63.9%)</p>
		<p>一日最大給水量</p>	<p>129,372</p>	<p>117,098 (90.5%)</p>	<p>100,884 (78.0%)</p>	<p>82,754 (64.0%)</p>
	<p>南房総地域</p>	<p>一日平均給水量</p>	<p>72,497</p>	<p>58,463 (80.6%)</p>	<p>46,910 (64.7%)</p>	<p>39,781 (54.9%)</p>
		<p>一日最大給水量</p>	<p>95,528</p>	<p>76,863 (80.5%)</p>	<p>61,617 (64.5%)</p>	<p>52,245 (54.7%)</p>
	<p>全体</p>	<p>一日平均給水量</p>	<p>182,243</p>	<p>157,724 (86.5%)</p>	<p>132,419 (72.7%)</p>	<p>109,961 (60.3%)</p>
		<p>一日最大給水量</p>	<p>224,900</p>	<p>193,961 (86.2%)</p>	<p>162,501 (72.3%)</p>	<p>134,999 (60.0%)</p>
<p>※ () 内の数値は令和8年度の予測値に対する当該年度の割合</p>						
<p>○末端給水事業体における用水供給事業からの受水率 (見込み)</p>						
<p>区分</p>		<p>令和8年度</p>	<p>令和17年度</p>	<p>令和27年度</p>	<p>令和37年度</p>	
<p>九十九里地域</p>		<p>90.2%</p>	<p>90.4%</p>	<p>92.5%</p>	<p>92.6%</p>	
<p>南房総地域</p>		<p>42.8%</p>	<p>54.2%</p>	<p>65.0%</p>	<p>69.3%</p>	
<p>※受水率：末端給水事業体の一日最大給水量における用水供給事業からの受水量の割合</p>						